**週休２日促進工事実施要領**

**１．目的**

本要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の趣旨を踏まえ「公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保」を図るための取組みとして、週休２日を促進することを目的とする。

**２．対象工事**

原則、全ての工事

ただし、以下の工事は除く

・緊急に対応することが必要な工事

・現場作業が1週間未満（不稼働日を除く実稼働日数が５日未満）の工事

**３．発注方式**

発注者指定方式を基本とし、一部の対象工事については受注者希望方式とする。

（１）発注者指定方式

発注者が、月単位の週休２日に取り組むことを指定する方式

（２）受注者希望方式

受注者が工事着手前に発注者に対して月単位の週休２日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式

対象工事：・施設状況等により、対応が困難な工事

・準備期間が大部分を占める工事

・供用開始日が定められ、完成期日が指定される工事

**４．用語の定義**

（１） 週休２日

①　完全週休２日とは、土曜日、日曜日を休日とし、対象期間において、全ての月で４週８休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

② 月単位の週休２日とは、原則、土曜日、日曜日を休日とし、対象期間において、全ての月で４週８休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

③ 通期の週休２日とは、原則、土曜日、日曜日を休日とし、対象期間において、４週８休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

（２） 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。

なお、年末年始６日間、夏季休暇３日間、準備期間、各種検査期間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が対象外と認める期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされている期間等）は含まない。

（３） ４週８休以上

① 月単位の４週８休以上とは、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（８日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている状態をいう。

なお、現場閉所日を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

② 通期の４週８休以上とは、対象期間内の現場閉所率が28.5％（８日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

（４） 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事業所での事務作業を含めて１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

**５．積算方法等**

（１）発注者指定方式

① 補正方法

週休２日促進工事においては、補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する。

補正方法については、「週休２日促進工事実施要領補足事項」（別添）によるものとする。

② 積算及び変更方法

当初の予定価格算出時に、月単位の４週８休以上を前提に、労務費を補正し工事費を積算する。

ただし、月単位の４週８休以上の達成が見込まれない場合は、４週８休の達成状況を確認し、「週休２日促進工事実施要領補足事項」に定める補正係数により変更契約する。

（２）受注者希望方式

積算及び変更方法

当初の予定価格算出時に、労務費を補正せずに工事費を積算する。

ただし、月単位又は通期の４週８休以上の達成が見込まれる場合は、月単位又は通期の４週８休以上の達成状況を確認し、「週休２日促進工事実施要領補足事項」に定める補正係数により変更契約する。

**６．対象工事である旨の明示**

入札公告及び補足説明書において、発注者指定方式の場合、「週休２日促進工事」の対象であることを明示し、「週休２日促進工事」の対象外となった場合は受注者希望方式とする。

**７．工期の変更**

工期の変更理由が以下の(1)～(3)に示すような受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行う。

（１） 契約内容と異なる事項等が発生し、工事工程の条件に変更が生じた場合

（２） 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合

（３） その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

**８．実施方法**

（１）　発注者指定方式の場合、受注者は契約時に完全週休２日又は月単位の週休２日のいずれかの形式を選択するものとし、落札候補者の書類提出時に合わせ、「週休２日工事」取り組み形式確認書（別紙様式１号）を提出する。

（２）　受注者希望方式の場合で、受注者は月単位の週休２日の取り組みを希望する場合、契約後の現場着手前に週休２日工事実施希望確認書（別紙様式２号）を提出する。

（３） 受注者は契約後、監督員と協議のうえ、週休２日を反映した「実施工程表」を提出する。この工程表の提出は、月単位を原則とし、提出期限は、当初月は現場着手日までに、それ以降は翌月の作業開始前までとする。また、当初月には、現場着手日を明示する。

（４） 監督職員は、「現場閉所予定日」を記載した「実施工程表」「工事日報集計表」等を受注者より受領し、週休２日が確保されていることを確認する。また、受注者が完全週休２日を選択している場合は、対象期間内の全ての月で現場閉所日の振替回数が２回以下（１５日に満たない月は１回を限度）となっているか確認する。この振替については、完全週休２日の場合、事前に監督職員の承諾を得たうえで、同⼀週内の月曜日から金曜日の平日に限り、現場閉所日とすることができるが、悪天候による振替は認めない。

（５） 監督職員は、定期的に対象期間内の現場閉所日数を確認する。また、工程計画の見直し等が生じた場合は、その都度見直された実施工程表を受領し、現場閉所の状況を確認する。

**９．留意事項**

（１） 現場閉所の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。

（２） 監督職員は、現場閉所の前日などに、現場閉所中の作業が発生するような指示等は行わないように配慮する。

（３） 対象工事の受注者は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、関連工事間の調整を適切に実施する。

（４） 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要が生じた場合は、その都度、監督職員は受注者と協議する。

**10．工事成績評定**

（１）発注者指定方式

完全週休２日を選択し、対象期間内の全ての月で現場閉所日の振替回数が２回以下（１５日に満たない月は１回を限度）で達成できた場合、工事成績評定点の加点を行う。なお、月単位の週休２日を達成できた場合、工事成績評定点での評価を行う。

（２）受注者希望方式

　　通期の週休２日を達成できた場合、工事成績評定点での評価を行う。

**11．その他**

受注者が提出する書類に虚偽の記載があった場合、あるいは信義則に反する行為があった場合は、「大阪府入札参加停止要綱」「建設工事請負契約書」に基づき厳正に対応する。

附則

この要領は、令和元年８月29日から施行する。

この要領は、令和４年２月17日から施行する。

この要領は、令和７年１月24日から施行するものとし、令和７年４月１日以降に契約する工事から適用する。令和７年３月31日以前に契約する工事については、本要領（令和４年２月17日施行）を適用する。

（別紙様式１号）

**「週休２日工事」取り組み形式確認書**

大阪府　様

住所

商号又は名称

代表者　　　　　　　　　（押印不要）

○○○○○○○○　○○○○○○○○○○○○○○工事において、週休２日工事の実施にあたり週休２日促進工事実施要領　第８（１）に基づき、次の通り形式を選択します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 形式の選択 | □　完全週休２日工事を選択します。□　週休２日工事を選択します。※選択する形式のチェックボックスに✓を入れてください。 |

（注）本確認書は、発注者指定で実施する「週休２日工事」の場合に、落札候補者の書類提出時に、必ず、提出してください。

なお、確認書提出後は、形式変更を行うことはできません。

（別紙様式２号）

**週休２日工事実施希望確認書**

大阪府　様

住所

商号又は名称

代表者　　　　　　　　　（押印不要）

○○○○○○○○　○○○○○○○○○○○○○○工事において、週休２日工事の実施にあたり週休２日促進工事実施要領　第８（２）に基づき、下記のとおり提出します。

記

|  |
| --- |
| 週休２日工事の取り組みを希望します。つきましては、実施にかかる協議をお願いします。 |

（注）本確認書は、週休２日促進工事実施要領　第３（２）の実施を希望する場合に様式201-1　変更協議書に添付し提出してください。

　　　提出は、契約後の工事着手前に提出し、監督職員と協議を行い、協議が整った場合に取り組むことができるものとし、達成時点で契約変更を行います。